

土地収用法第47条の4第1項の規定により、京都府収用委員会から同法第47条の3第1項の書類の写しの送付を受けましたので、同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間中に同法第47条の4第2項において準用する同法第43条の規定により、京都府収用委員会（京都府庁内）に意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

京都市左京区長 池内 正貢

1 これらの書類に係る土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地目（登記上）
京都市左京区松ヶ崎小竹藪町	28番6	宅 地
	28番7	宅 地

2 縦覧場所

京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2  
左京区役所地域力推進室総務・防災担当

3 縦覧期間及び時間

平成30年4月9日から同月23日まで  
ただし、日曜日及び土曜日を除く。  
午前8時30分から午後5時15分まで

(左京区役所地域力推進室)